

平成24年2月1日現在で実施されます

経済センサス - 活動調査は、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する唯一の調査であり、全国すべての事業所を対象に実施することから「経済の国勢調査」と言えるものです。特に、3月11日に発生した東日本大震災の影響を地域別に把握できる統計調査であり、今後の復興状況を確認するための大切な資料となりますので、皆さまのご協力をお願い致します。

調査期日 平成24年2月1日現在

調査対象 日本標準産業分類に掲げる産業に属する全ての事業所
(下記の1～4に属する事業所を除きます)

1. 農業・林業に属する個人経営の事業所
2. 漁業に属する個人経営の事業所
3. 生活関連サービス業、娯楽業のうち、家事サービス業に属する事業所
4. サービス業(他に分類されないもの)のうち、外国公務に属する事業所



調査項目 経営組織、従業者数、事業所の主な事業内容、売上金額等

調査方法 各事業所に調査員が伺い、調査票の記入依頼や調査票の回収等を行います。

調査票の管理・守秘義務

調査票に記入していただいた内容は、統計の目的以外(例:税の資料など)に使用することは絶対にありませんので、安心してご提出ください。また、集計が完了した調査票については完全に溶かし、再生紙として利用されます。

～かたり調査にご注意ください～

経済センサス - 活動調査を装った不審な訪問者や不審な電話・電子メールなどにご注意ください。同調査では、電子メール等で経理内容の回答を求めたり、金品を請求することはありません。

また、調査員は顔写真入りの調査員証を携帯しています。不審に思ったときには、下記まで速やかにご連絡ください。



連絡・問い合わせ先

役場企画財政課地域振興グループ広報統計担当 ☎76-2151(内線243)

または

経済センサス活動調査 - コールセンター ☎0120-44-1034【通話無料】

期間: ~平成24年3月31日 午前9時~午後9時

町では、住民の皆さまの

積極的な意見を募集しています

案件1
津別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)

町では、現在の第4期高齢者保健福祉・介護保険事業計画(平成21~23年度)の見直しを行い、第5期計画(平成24~26年度)の策定を進めています。計画(案)は、平成22年度に実施した「日常生活圏域二丁ズ調査」と施策の現状分析と策定委員会での意見をもとに作成しました。
「だれもが安心して暮らせる地域づくり」を基本理念とし、津別町の高齢者を取り巻く現状を踏まえ、超高齢社会を見据えた今後3年間にわたる津別町の高齢者保健福祉の施策の方向性、介護保険事業について体系化し、策定するものです。
このたび、計画素案を取りまとめましたので、パブリックコメント(意見募集)を行い、町民の皆さまにご意見を募集します。

案件2
津別町障がい福祉計画(案)

町では、現在の第2期津別町障がい福祉計画(平成21~23年度)の見直しを行い、第3期計画(平成24~26年度)の策定を進めています。計画(案)は、障がい当事者や福祉団体の皆さまとの意見交換を行い「津別町障がい者地域自立支援協議会」の協議のもと作成しました。
計画は、障がい者を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や能力あるいは適正に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会づくりを目指し、今後の3年間の方策について定めるものです。
このたび、計画素案を取りまとめましたので、パブリックコメント(意見募集)を行い、町民の皆さまにご意見を募集します。

～意見の提出について～

募集期間 平成24年度1月5日(木)~平成24年2月4日(土)

意見を提出できる方 ①町内在住者 ②町内勤務者

③町内に事業所を有する法人・その他団体

閲覧先 町のホームページ、保健福祉課、中央公民館、町民会館、さんさん館

記載事項 住所、氏名及びご意見

様式は、町のホームページからダウンロードしていただくか、保健福祉課、中央公民館、町民会館、さんさん館に設置しています。

提出方法 ①郵送 ②FAX ③Eメール ④保健福祉課へ持参

電話での受付はいたしません。

注意事項 ・いただいたご意見については、個別に回答はいたしません。

・提出いただいたご意見の概要とそれに対する考え方については、公表いたします。ご意見を公表させていただく場合は、個人情報に十分配慮いたします。

提出・問い合わせ先

津別町役場 〒092-0292 津別町字幸町41番地

☎76-2151 FAX76-2976

【案件1】 保健福祉課介護保険担当(内線230)

Eメール iken01@town.tsubetsu.lg.jp

【案件2】 保健福祉課福祉担当(内線234)

Eメール iken02@town.tsubetsu.lg.jp

平成23年9月26日に津別町条例第15号「津別町パブリックコメント手続条例」が公布され、それに基づき、2つの案件でパブリックコメント(意見募集)を行います。町民の方の意見が今後の政策において重要な参考となりますので、ご協力をお願いいたします。